

平成21年7月22日
株式会社日本政策金融公庫

「平成21年7月21日からの山口県における大雨災害に関する特別相談窓口」の設置
及び災害復旧貸付の取扱開始について

株式会社日本政策金融公庫（略称：日本公庫）は、7月22日付けで「平成21年7月21日からの山口県における大雨災害に関する特別相談窓口」を山口県内の全支店に設置しました。

このたびの大雨により被害を受けた中小・小規模企業や農林漁業者の皆さまからの相談に、政府系金融機関として円滑、迅速かつきめ細かな対応を行ってまいります。

また、今般の大雨により被害を受けた山口県内に事業所を有する中小・小規模企業のかたを対象に、「災害復旧貸付」の取扱いを開始しました（国民生活事業及び中小企業事業）。また、農林漁業者を対象に、「農林漁業セーフティネット資金」を取扱っております（農林水産事業）。

「平成21年7月21日からの山口県における大雨災害に関する特別相談窓口」設置支店

- 山口支店 〒753-0074 山口県山口市中央5-2-47
国民生活事業 (083)922-3660
農林水産事業 (0120)926475
- 下関支店 〒750-0016 山口県下関市細江町 2-4-3
国民生活事業 (083)222-6225
中小企業事業 (083)223-2251
- 徳山支店 〒745-0836 山口県周南市慶万町 4 - 2
国民生活事業 (0834)21-3455
- 岩国支店 〒740-0017 山口県岩国市今津町 1-8-1
国民生活事業 (0827)22-6265

融資条件

	国民生活事業	中小企業事業	農林水産事業
適用できる制度	災害復旧貸付		農林漁業セーフティネット資金
融資限度額	3千万円（※）	1億5千万円（別枠）	【一般】300万円 【特認】年間経営費等の3/12以内
融資期間（うち据置期間）	10年以内（2年以内）		10年以内（3年以内）

（※）国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乘せされる金額です。